

令和5年12月8日

事 業 主 様

名古屋薬業健康保険組合
業務課 052-211-2439

健康保険組合における加入者の住民票住所の届出について

日頃は、当健康保険組合の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記件につきまして、令和5年12月8日施行の省令改正により、健康保険組合において資格取得時の住民票住所情報の把握が必須となりました。

これに伴い、令和5年12月8日以降「被保険者資格取得届」および「被扶養者異動届」などにご記入いただく住所は、居所ではなく、住民票住所を記載していただきますようお願いいたします。

なお、当組合からの郵便物を住民票以外の住所（居所）に送付をご希望される場合は、「被保険者（被扶養者）住所（変更）届」をご提出ください。

標記件につきましては、令和5年12月8日付にて、当組合ホームページ <https://www.meiyaku-kenpo.or.jp/> にも掲載しておりますので、併せてご確認ください。

くわしくは、別紙リーフレットをご参照ください。

※「被保険者（被扶養者）住所（変更）届」は、当組合ホームページ

[申請書ダウンロード](#)→[適用関連](#)よりダウンロードをお願いいたします。

「被保険者資格取得届」「被扶養者異動届」は、マイナンバーを記載のうえ、事実発生日より5日以内にご提出くださいますよう、ご協力をお願いいたします。

ご不明な点につきましては、当組合業務課にお問い合わせください。